

領事出張サービスの実施について《デトロイト郊外地域》

～ 2010年1月29日、2月19日／於 Novi Civic Center ～

今冬、領事出張サービスを以下の要領にて実施いたしますので、ご利用ください。

実施項目

- 旅券(パスポート)申請・交付
- 在外選挙登録申請の受付
- 在留届の受付
- 在留証明及び署名証明の申請受付
- 各種相談(戸籍・国籍関係など)

会場・日時

ノバイ市役所(Novi Civic Center) 1階 住所: 45175 W. 10 Mile Rd., Novi, MI 48375

旅券申請受付日: 2010年1月29日(金) 午後2時から午後5時

新旅券交付日: 2010年2月19日(金) 午後2時から午後5時

◇ 旅券(パスポート)申請・交付手続き

1. 申請・交付のタイミング

ノバイでの領事出張サービスをご利用になる場合、次の3つの選択肢があります。

Option 1. 申請受付日(1月29日)にNovi Civic Centerにて申請。交付日(2月19日)に同会場にて新しい旅券を受け取る。

Option 2. 1月29日または2月19日にNovi Civic Centerにて申請し、後日、在デトロイト日本国総領事館の窓口にて新旅券を受け取る。(出張サービス先にて申請を受けてから10営業日以降、いつでも在デトロイト総領事館窓口にて受け取ることが可能です。)

Option 3. 出張サービスの前にあらかじめ在デトロイト日本国総領事館にて申請手続きを終えておき、1月29日または2月19日にNovi Civic Centerにて新しい旅券を受け取る。(受け取り希望日の10営業日前までに申請手続きを終えてください。)

2. 旅券申請書の事前入手方法

\$1.22の切手を貼り、返信先住所を記載済みの返信用封筒(A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を、申請書の必要枚数、連絡先等を書いたメモとともに、在デトロイト総領事館に郵送してください。旅券係より申請書と説明書を送付します。

(同封メモの記載例)

旅券申請書類を次のとおり送付希望します。

10年用 1枚 5年用 2枚

電話番号: 419-xxx-xxxx

氏名(今回申請される方全員の日本旅券にある氏名を記載してください。)

Yamada(Smith), Taro

Yamada(Smith), Lisa

Yamada(Smith), Hanako Amy

- ※ ノバイの会場にて申請する方は、事前に申請書を入手し、出張サービス当日は、記入済みの申請書をその他の必要書類と併せてご持参いただくことをお勧めいたします。
- ※ 事前に申請書と説明を当館から入手する時間がない場合は、当館ホームページにて、当日持参すべき書類を確認のうえ、お越しください。申請書は、当日、会場に準備します。

資料請求先住所: Consulate General of Japan
400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243
Attn.: Passport Section

3. 必要書類

申請書に同封されている説明書き、または当館のホームページをご参照ください。

<http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/jp/info/renewal%20passport.htm>

4. 出張サービス先で申請する場合の注意点(在デトロイト総領事館 窓口で申請する場合との相違点)

- a. 提示資料(Green Card や重国籍者の外国旅券、英文出生証明書、婚姻証明書など)は、原本に加え、それらのコピーを提出用にご持参ください。(旅券と戸籍に関しては、原本を事務所へ持ち帰るので、コピー不要です。)

5. 新旅券受け取りの際

- a. 新生児も含め、旅券名義人ご本人がお越しください。代理人受け取りはできません。
- b. 手数料(詳細は、6. をご参照ください。)
- c. 在デトロイト日本国総領事館の窓口や領事主張サービス先にて申請した場合: 申請時にもらった受理票(ピンクの用紙)と、その用紙に記載のある必要持参物一式。
- d. 郵送にて申請した場合: お手元にある最新の日本国旅券原本(まだ VOID が処理されていないもの)。今回が初めての旅券申請の場合は、米国旅券か州発行の出生証明書。米国永住権カード(Green Card)の原本。

6. 出張サービスにて新旅券を受理する場合の注意点(総領事館窓口で受け取る場合との相違点)

- a. 手数料は Money Order か Company Check(企業が振出人の小切手)でご準備ください。**Personal Check(個人が振出人の小切手)、クレジットカード、現金は受け付けておりませんので、ご了承ください。**(デトロイト総領事館の窓口では、現金も受け付けております。)
- b. ご家族数人で申請されている場合、手数料は一枚にまとめることなく、Money Order(Company Check)は一人一枚ずつご準備願います。
- c. Money Order や Company Check の支払い先(Payable to:)欄には、**Consulate General of Japan** と記入し、Memo 欄か Purchaser 欄に旅券名義人の氏名を漢字で記入しておいてください。

◇ 在外選挙登録申請の受付

1. 申請書

当日、会場に準備しますが、<http://www.soumu.go.jp/senkyo/zaigai6.html>（総務省ウェブサイト:在外投票関係書類様式）から入手し、あらかじめご記入の上、お持ちいただいても構いません。

2. 必要書類等

(1)本人確認のための書類：原則として日本国旅券(有効なもの)

(2)現住所に3か月以上居住していることが確認できる書類

例：3か月以上前に契約していることが読み取れる住居賃貸契約書

最近3か月以上分の公共料金請求書(住所が記載されたもの)

なお、在留届を3か月以上前に提出済みの場合、(2)の書類は不要です。

※ 海外居住期間が3か月未満でも、領事出張サービス当日に登録申請することは可能です。その場合は、受け付けた申請書を当館にてお預かりし、3か月経過時に当館より改めて申請者の方の住所確認をさせていただき、それから登録の手続きを進めることとなります。

(3)本籍地と日本国内で最後に住民登録をしていた住所を正確に記載できるようご準備ください。

(4)代理人申請をご希望の方は、あらかじめ在デトロイト日本国総領事館にお問い合わせください。

◇ 在留証明、署名証明を取得するための手順

(1)証明書取得のための事前連絡

当館の領事出張サービス担当まで E-mail か電話にて次の情報をご提供ください。

- a) 申請者氏名
- b) 申請予定の証明書の種類・形式・枚数（当日、申請枚数に変更があっても問題ありません。）
例：在留証明 形式1を3通 および 署名証明 形式2(単独形式)を3通
- c) 使用目的
- d) 連絡先(電話番号と E-mail Address)
- e) 在留届提出の有無

連絡先(領事出張サービス担当)

E-mail: senkyo@cgjdetroit.org Phone: 313-567-0120 Ext. 215

(2)申請手続き

当日、申請人ご本人が会場へお越しの上、申請してください。ご持参いただくものは、以下の証明ごとの説明をご参照ください。

(3)証明書の交付

申請いただいた証明書は、後日、在デトロイト日本国総領事館にて作成し、申請から1週間ほどで当館から発送いたします。その際に使用する返信用封筒(申請者の方にご用意いただきます)は、郵便局、UPS、FedEx、DHL など、どこの会社のものでも構いませんが、トラッキングナンバー付きのものをお勧めします。郵便局をご利用の場合は、返信用封筒に切手を貼っておいてください。

遅配・不達等、在デトロイト日本国総領事館の外で問題が生じた場合、当館では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

(ア) 在留証明

- 現在お持ちの有効な日本国旅券(原本)を提示していただくとともに、その顔写真のページ及び I-94(米国滞在許可証)のコピーを提出してください。
- 永住者の方は、I-94 の代わりに、永住権カード(Green Card)の原本を提示していただくとともに、その表裏のコピーを提出してください。
- 現住所を立証する文書(家屋の契約書や住み始めた頃の公共料金請求書など、入居年月を特定できる資料1点)のコピーを提出してください。
- 返信用封筒(あて先記載済みで、送付料負担済みのもの)
- 手数料: 1通につき\$12.00
- 証明書手数料は、旅券手数料と異なり、Money Order や Company Check(企業が振出人である小切手)に加え、現金での支払いも可能ですが、お釣りのないようにご準備ください。クレジットカードや個人が振出人の Check は受け付けておりませんのでご了承ください。

手数料 注) 旅券と証明書の両方をご希望の方は、手数料をひとつの Money Order(または Company Check)にまとめず、別々にご準備ください。証明書の手数料に限っては、現金(お釣りのないよう)でお支払いいただいても構いません。 Money Order あて先: **Consulate General of Japan**

在留証明には、次の2種類の書式があります。

形式 1 : 日本の住民票に代わる書類としての基本的書式。

申請人個人の米国での現住所を証明します。

形式 2 : 次のA. かB. に該当する場合、形式2の在留証明を申請してください。

A. 現住所に加え、米国内で過去に居住していた住所とその時期も記載されていることが必要な場合。 → **追加書類** : 在留証明に記載する過去に居住していた住所それぞれに対し、入居時期が特定できる資料(家の契約書や運転免許証、公共料金の請求書など)のコピー。

B. 同居家族の氏名が記載されている証明が必要な場合。 → **追加書類** : 証明書に記載する必要のある同居者全員の日本国旅券、及び I-94(または Green Card)とそのコピー。

(イ) 署名証明

- 貼付形式と単独形式の2種類があります。
詳しくは <http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/jp/info/page1-8.htm>(当館ウェブサイト:署名証明)をご覧ください。
- どちらの形式が何枚必要なのかについて、あらかじめ日本側にご確認ください。
- 現在お持ちの有効な日本国旅券(原本)を提示していただくとともに、その顔写真のページ及び I-94(米国滞在許可証)のコピーを提出してください。
- 永住者の方は、I-94 の代わりに、永住権カード(Green Card)の原本を提示していただくこと

もに、その表裏のコピーを提出してください。

- 貼付形式の場合、日本から送られてきた署名すべき書類を署名していない状態でご持参ください。領事館職員立ち会いの下で、ご署名及びぼ印を押していただきます。
- 現住所を立証する文書（米国運転免許証、家屋の契約書、公共料金請求書などいずれか1点）のコピーを提出してください。
- 返信用封筒(あて先記載済みで、送付料負担済みのもの)
- 手数料：1 通につき\$17.00
- 証明書手数料は、旅券手数料と異なり、Money Order や Company Check(企業が振出人である小切手)に加え、現金での支払いも可能ですが、お釣りのないようにご準備ください。クレジットカードや個人が振出人の Check は受け付けておりませんのでご了承ください。

手数料 注) 旅券と証明書の両方をご希望の方は、手数料をひとつの Money Order(または Company Check)にまとめず、別々にご準備ください。証明書の手数料に限っては、現金(お釣りのないよう)でお支払いいただいても構いません。 Money Order あて先: **Consulate General of Japan**

在留証明と署名証明の両方を申請する場合、ご提出いただく各種資料のコピーや返信用封筒は、1セットご準備いただければ結構です。

領事出張サービスに関するご質問、ご相談等は、在デトロイト日本国総領事館へお問い合わせください。

領事出張サービス担当 電話番号: 313-567-0120 Ext. 215 以上